

社会福祉法人大山崎町社会福祉協議会 介護職員等の処遇改善に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚生労働省が定める介護職員処遇改善制度並びに福祉・介護職員処遇改善加算制度(以下「介護職員処遇改善加算等」という)に基づき、社会福祉法人大山崎町社会福祉協議会(以下「本会」という。)に勤務する介護職員等の処遇改善を目的として、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 介護職員処遇改善加算等は、交付金の範囲内を見越して、通所介護事業、訪問介護事業並びに障害者訪問介護事業に従事する職員に支給し、厚生労働省が定める要綱に基づく職種、職務の職員のみを対象とする。

(処遇改善の方法)

第3条 介護職員等には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬としての給料を支給するほか、特例手当を支給する。

2 前項のほか、介護職員等の能力向上のために必要な措置を講じるとともに、腰痛対策等、労働安全衛生対策を推進する。

(処遇加算に関する諸手当)

第4条 各処遇加算交付金の範囲で臨時職員には資格手当、処遇加算手当、一時手当を支給し臨時職員就業規則に定めるとおりとする。その他、正規職員、嘱託職員、臨時職員の特例手当の支給額は、特例手当支給基準(別表)に定める。

2 前項に定める手当は、制度改正に基づき随時改定するものとし、介護職員処遇改善加算等が終了した場合は、廃止又は見直しをする。

(支給方法)

第5条 特例手当は、勤務した月の翌月の所定の日に支給する。

2 特例手当一時金の支給が可能な場合の支給基準、支給方法等については、その都度、本会会長が定める。

(支給期間)

第6条 特例手当は、介護職員等処遇改善加算交付金並びに福祉・介護職員処遇改善加算交付金、介護職員等ベースアップ等支援加算の交付対象となる期間とする。

(適用除外)

第7条 前条の期間において、勤務しなかった月がある者は、その月の処遇加算手当及び特例手当は支給しない。

2 一時金は支給日において在籍していない者については支給しない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

【令和7年1月から】

別表（第4条関係）

特例手当支給基準

区分	職務	特例手当	臨時特例手当	訪問手当	時間外手当	祝日手当
正職員	介護職員等	15,000 円／月	—			
	看護職員	12,000 円／月	—			
嘱託職員	介護職員等	12,000 円／月	—			
	看護職員	8,000 円／月	—			
臨時職員	ホームヘルパー	300 円／時間	70 円／時間	200 円／回	300 円／時間	
	ガイドヘルパー（行動援護）	300 円／時間	70 円／時間			
	通所介護（介護職員）	100 円／時間	70 円／時間			300 円
	通所介護（看護職員）	—	70 円／時間			300 円
	通所介護（送迎職員）	—	70 円／時間			300 円
	事業課（事務職員）			70 円／時間		300 円
	研修費・会議費・事務費			70 円／時間		